

1 大分県国民健康保険運営方針の概要

- (1)趣 旨：国民健康保険の安定的な財政運営及び市町村の国民健康保険事業の運営の広域化・効率化を推進するため、県内の統一的な国民健康保険の運営方針を定めるもの
- (2)根 拠 規 定：国民健康保険法第82条の2（平成30年4月1日施行）
- (3)対 象 期 間：平成30年度～令和5年度までの**6年間**（平成29年12月策定）
対象期間中であっても国保を取り巻く環境の変化に応じて必要があると認められるときは、見直しを行う。
→**令和2年度に一部見直し。**

2 現行の運営方針の主な記載事項

- ・市町村国保の現状と課題
- ・医療費及び財政の見通し
- ・市町村における保険税の標準的な算定方法等
- ・県と市町村の歳入・歳出両面における取組 等

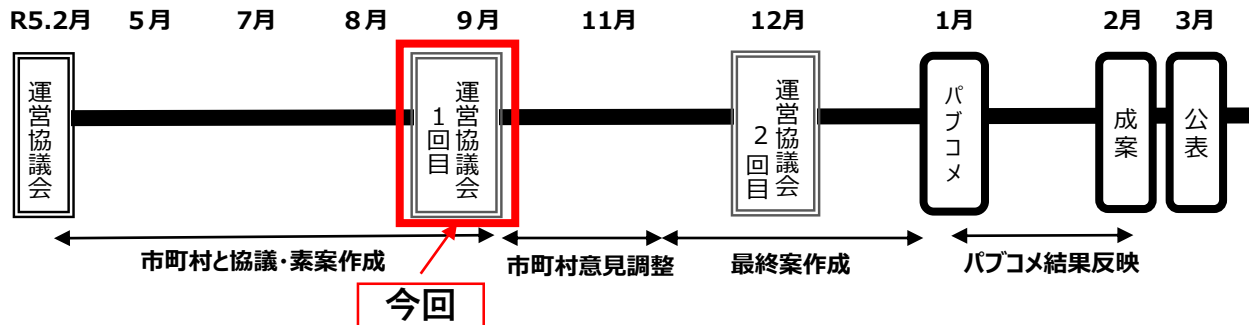
3 次期大分県国民健康保険運営方針について

現行の大分県国民健康保険運営方針は令和5年度までを対象期間としていることから、以下の国の見直し内容を踏まえて**令和6年度から令和11年度までの6年間を対象**とする次期運営方針を**令和5年度中に策定**する。

国の見直し内容

- ①医療費適正化計画や医療計画等他の計画との整合性の観点から**対象期間を6年間**とする
- ②以下の2つの項目を**必須記載事項**とする
 - 医療費の適正化の取組に関する事項
 - 市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項

4 見直しのスケジュール



5 見直しの体制

市町村と協議や見直し案の意見聴取を行い、国保運営協議会の審議を経て決定

